

## 堺市立長尾中学校いじめ防止対策基本方針

### 1. いじめに対する本校の基本的な方針

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」より）

全ての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち、下記に示したことをいじめ問題に取り組む基本的な姿勢とする。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為という認識を持つ。
- (2) いじめを絶対に許さない学校づくりに努める。
- (3) いじめられた生徒の立場に立ち、できるかぎりの支援を行い、絶対に守り通す。
- (4) いじめた生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (5) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

### 2. 未然防止に向けての取り組み

学校は人権尊重の精神に基づく教育活動を展開し、主体的にいじめ防止活動を推進する。下記に学校が取り組む内容を示す。

- (1) 生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動等教育活動全体を通じて規範意識を培い、集団の在り方等について理解を深める。
- (3) 学習や友人関係など学校生活全般の悩みの解消するため、スクールカウンセラー等を積極的に活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) いじめ問題への取組の状況を定期的に点検して改善充実に努める。
- (6) 発達障害等生徒理解を深める教員研修の充実に努める。
- (7) いじめ相談体制の整備及び点検を行い、相談窓口の周知徹底を行う。
- (8) 地域や関係諸機関と定期的に情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (9) 一人ひとりを大切に授業づくり等、指導法の工夫・改善に努め、学習に対する劣等感やストレスの軽減を図るような研修を実施する。
- (10) ストレスを発散させることについて学習し、教育相談等で積極的に活用し、ストレスが生じた場合の適切な発散解消ができるように指導助言する。

### 3. 早期発見に向けての取り組み

学校・家庭・地域・関係諸機関が連携し、下記の方法等により全力で実態把握に努める。

- (1) いじめ対応チェックリスト等を活用する。
- (2) 教育相談やいじめアンケートを通じて生徒の声に耳を傾ける。
- (3) 生徒の行動観察に努める。
- (4) 保護者と情報を共有するために、電話連絡や家庭訪問を行い情報交換する。  
また、PTA実行委員会等で学校の情報を伝える。
- (5) 定例の連合自治会等地域の会合や行事に参加し、学校の情報を伝える。
- (6) 北堺警察署、北区家庭児童相談室、堺子ども相談所等と常に連携する。

### 4. 早期対応に向けての取り組み

いじめ問題が生じた場合、速やかな事実確認と対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解決をめざす。

- (1) 詳細な事実確認を行う。
- (2) 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- (3) 学級担任や部活動顧問等が一人で問題を抱え込むことのないよう、学校全体で情報を共有し組織的に対応する。
- (4) 学校は、生徒や保護者に事実に基づいた説明をする。
- (5) いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (6) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (7) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が必要である。

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること。

#### ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認すること。

- (8) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

### 5. いじめアンケート調査の実施

学期に1回、年間3回、いじめアンケート調査を実施する。また、いじめ問題が生じた場合など、必要に応じていじめアンケート調査を実施するなど早期の対応を行う。

- 6 校内いじめ対策委員会を設置し、校内研修を実施する。
  - (1) 校内いじめ対策委員会を設置し、月 1 回または臨時に開催する。
  - (2) 校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当者、養護教諭を構成員とし、必要に応じて学級担任、学年主任、スクールカウンセラー等の出席を求める。
  - (3) 設置の目的は、いじめ防止に向けた取り組みについての定期的な点検、見直しを行い、いじめ防止に向けた取り組みの工夫改善に努める。
  - (4) いじめに対する措置を下記の通り定める。
    - ① いじめを発見した教職員、若しくは相談を受けた教職員は、当該委員会に情報提供し、いじめに対する対応を協議し、生徒理解を深める研修を実施する。
    - ② 当該委員会の構成員が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
    - ③ 生徒の指導記録を作成・保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎ、情報提供を行う体制をとる。
    - ④ 必要に応じて、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等と連携し対応する。
    - ⑤ 重大事態が発生した場合、教育委員会に報告し、当該委員会が調査機関として事実確認等徹底した調査を行う。調査結果についても教育委員会に迅速に報告する。
7. ネット上のトラブル対応について  
スマートフォン等の SNS を利用したいじめなどについては、以下の対応を行う。
  - (1) 1 年生を対象にしたネットいじめプログラムによりネット上のトラブル防止方法を指導し、関係機関の協力を得て全校生徒を対象とした指導を行う。
  - (2) 保護者にはネット上のトラブルが多く起こっていることを伝え、生徒が悩みを抱え込まないように、さまざまなネット上の人権侵害情報に関する相談窓口の紹介や関係諸機関の取り組みについて周知する。
  - (3) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。
  - (4) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに北堺警察署に通報し、適切に援助を求める。
8. いじめ防止対策における留意事項
  - (1) 悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止め指導する。
  - (2) いじめを知らせてきた生徒の安全は十分に確保する。
  - (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう教育的な配慮のもとに別室指導などを行う。また、警察との連携も含め、毅然とした対応をする。
  - (4) いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。誰かに知らせる勇気を持つことを伝える。

(5) いじめをはやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

(6) 特に配慮が必要な生徒等について

学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・発達障害を含む、障害のある生徒
- ・海外から帰国した生徒や外国人、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- ・震災などにより被災し、避難している生徒

## 9. 重大事態への対処について

重大事態とは、いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合、及びいじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合などである。

(1) 重大事態が発生した場合の本校の対応

①重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

②生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校は重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

③本校が主体となって調査する場合、「対策委員会」を中心に、事態の内容に応じて、弁護士や心理士や福祉関係等関係諸機関の専門家と連携する。

④「対策委員会」は、アンケートやその他適切な方法により、いじめの行為がいつ頃から、誰から、どのように、いじめを生んだ背景、生徒の人間関係、学校や教職員の対応等について可能な限り明確にする。なお、調査に当たっては様々な状況が予想されるため慎重を期して行う。

- ・いじめ被害の生徒から聞き取り可能な場合の調査について

聞き取りを十分行うとともに、在籍生徒及び教職員からも質問紙調査や聞き取りを行う。この場合、情報提供した生徒を守ることを最優先する。また、個人情報には十分配慮する。加害生徒への指導を十分行いいじめを止める。また、被害生徒の学校復帰を支援する。

- ・いじめ被害の生徒から聞き取り不可能な場合の調査について

被害生徒の保護者の意向を十分聴取し、迅速に今後の調査方法を協議し理解を得た上で調査に着手する。

平成26年4月	7日	策定
平成29年9月26日		改訂
令和元年6月24日		改訂
令和2年4月1日		改訂
令和3年4月1日		改訂
令和4年4月1日		改訂
令和5年4月1日		改訂
令和6年4月1日		改訂